

○監理技術者等の取扱いについて
(令和 8 年 4 月 1 日以降から適用する)

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条並びに工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の取扱いについては、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるものとし、下記にその概要と具体的な事務手続等について示した。（本資料では、R7.1.28 時点のマニュアルの条項を記載している）なお、日本下水道事業団における運用は下線で示した。

記

1 監理技術者等の設置における考え方（マニュアル二一ニ（1））

- (1)受注者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置すること。
- (2)入札公告において余裕期間を設定した工事においては、工期の開始日をもって契約工期の始期とみなし、契約締結日から工期の開始日の前日までは監理技術者等を設置することを要しない。

2 共同企業体における監理技術者等の設置（マニュアル二一ニ（2））

受注者が共同企業体となる場合における監理技術者等の配置については、マニュアルによる。

3 主任技術者から監理技術者への変更（マニュアル二一ニ（3））

主任技術者を配置した工事において、工事途中で下請契約の請負代金額が五千万円（建築一式工事にあっては八千万円）以上となった場合は、受注者は『現場代理人等変更通知書』を主任監督員に提出し、当該主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置する。

4 監理技術者等の途中交代（マニュアル二一ニ（4））

監理技術者等の途中交代が認められる条件は、①監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合、②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、③工場から現地へ工事の現場が移行する場合、④工事工程上技術者の交代が合理的な場合のいずれかによるものとする。ただし、入札の公平性の観点から、原則として表の区分に従い、同等以上の現場工事経験及び技術者の能力を有する技術者との交代を条件とする。また、交代の時期は工程上一定の区切りと

認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるようする。

表 監理技術者等の途中交代で求める条件

途中交代の条件	死亡、傷病、被災、出産、 育児、介護又は退職等	受注者の責によらない 契約事項の変更に伴う場合
競争参加資格として求めた「主任（監理）技術者の現場工事経験」	交代する監理技術者等に求める	交代する監理技術者等に求める※
総合評価方式において評価した「技術者の能力等」	交代する監理技術者等に求める ^{注1)}	交代する監理技術者等に求めない

注1) 交代する監理技術者等が、「技術者の能力等」の評価結果を満足できない場合には工事成績評定点を減ずる。

5 監理技術者等の専任・専任期間等の基本的な考え方（マニュアル三）

- (1) 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）においては、請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上のものについて工事現場ごとに専任の者でなければならない。（マニュアル三（1）②）
- (2) 専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間、現場を離れる場合は、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、の主任監督員の了解を得ること。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。（マニュアル三（1）④）
- (3) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。なお、②（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、JS発注工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の対応方法について契約職の承諾を得ること。
 - ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
(マニュアル三(3))

6 主任技術者の兼務又は監理技術者の兼務等について

主任技術者又は監理技術者の兼務(下記(2)~(5))は、原則として同一の委託団体が管理する施設に限り適用できるものとする。(例1:JS工事のA市建設工事とA市が発注する建設工事、例2:B県が発注する流域の電気工事と、JSが発注するB県の流域電気工事)

(1) 営業所技術者等 (R8.4.1 公告から適用)

- (ア) 特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。
- (イ) 詳細は監理技術者制度運用マニュアル(二一(5))による。

(2) 専任特例1号 (R8.4.1 公告から適用)

- (ア) 専任特例1号が適用できる条件において、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できる。
 - A) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)
 - B) 当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内
 - C) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
 - D) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に置いていること。
 - E) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること
 - F) 情報通信技術は、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- (イ) 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号(特例監理技術者)を活用した工事現場を兼務することはできない。
- (ウ) 詳細は監理技術者制度運用マニュアル(三(2)①)による。

(3) 専任特例2号(特例監理技術者)(監理技術者の場合のみに適用)

- (ア) 専任特例2号(特例監理技術者)は、兼務する工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置することにより、監理技術者は専任を要する工事を兼務できる(兼務可能な工事現場数は2まで)。
- (イ) 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならない(マニュアル(2)③)
- (ウ) 主任技術者には適用できない。

(エ) 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号（特例監理技術者）を活用した工事現場を兼務することはできない。

(オ) 兼務できる現場間の距離（直線距離）は 10 km 程度以内とする

詳細は監理技術者制度運用マニュアル（三（２）②）による。

(4) 密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合（主任技術者の場合のみに適用）

(ア) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔（直線距離）が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合

(イ) 専任が必要な工事を含む場合は原則兼務の数は 2 件まで
監理技術者には適用できない

詳細は監理技術者制度運用マニュアル（三（２）③）による。

(5) それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合で、これら複数の工事を一の工事とみなせる場合

(ア) この条項（５）を適用する場合、上記条項（２）～（４）は併用できない。

(イ) 全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾が必要。

(ウ) 本条項（５）における同一の建築物又は連続する工作物は下表による

詳細は監理技術者制度運用マニュアル（三（２）④）による。

表 工事種別毎の同一の建築物又は連続する工作物の考え方

工事種別	同一の建築物又は連続する工作物	例
一般土木	構造的または機能的に一体の施設	管理施設、沈砂池施設、水処理施設（分配槽～放流渠）、汚泥処理施設
建築	同じ建築物の場合	管理棟、汚泥脱水機棟
機械設備	発注区分が同じ	ポンプ設備、送風機設備、水処理設備、汚泥処理設備
電気設備	発注区分が同じ	電気設備、特高受変電設備

例 1：建築工事で、管理棟工事と汚泥脱水機棟工事は、同一の建築物とみなさない

例 2：機械工事で、水処理設備工事と汚泥処理設備工事は連続する工作物とみなさない

例 3：ポンプ設備工事 1 とポンプ設備工事 2 は連続する工作物とみなす

例 4：電気設備工事 1 と電気設備工事 2 は連続する工作物とみなす

(6) 主任技術者又は監理技術者を兼務する場合に必要な書類

- (ア) 日本下水道事業団の契約済み工事を兼務の対象工事とする場合は、(別紙1) 監理技術者等の兼務届をその工事の主任監督員に提出すること。
- (イ) R8.3.31 以前の公告工事についても、別紙1の監理技術者等の兼務届において承諾を得た場合に兼務を認める。

(7) その他

- (ア) 主任(監理)技術者の兼務にあたっては、以下の条件とする。
 - A) 兼務できる工事の数はマニュアルに準ずる。
 - B) 低入札工事においても原則として兼務を認める。
 - C) 原則として兼務した工事の現場代理人との兼務を認める。(現場代理人の兼任要件は、「現場代理人の常駐規定にかかる緩和について(R8.4.1)による」)
 - D) 監理技術者補佐は、他の工事の監理技術者補佐と兼務することができない。
- (イ) 別紙1 監理技術者等の兼務届について、両方の工事の規模、特性、難易度、その他を勘案したうえで、日本下水道事業団が当該工事における兼務の可否を判定する。

7 その他

- (1) 工期の途中において、監理技術者補佐を配置し監理技術者が特例監理技術者となること又は監理技術者補佐の配置に代えて特例監理技術者が監理技術者となることは、監理技術者等の途中交代には該当せず、「3 監理技術者等の途中交代(マニュアルニ-ニ(4))」の事由の有無に関わらず可能である。ただし、事前に主任監督員に対して交代する理由を説明したうえで、関係書類を添付して『現場代理人等変更通知書』を提出すること。入札公告において特例監理技術者の兼務が認められていない工事についてはこの限りではない。

(2) 兼務の事例と手続きについて

- (ア) 日本下水道事業団の契約済み工事について、兼務の承諾(別紙1)を受けたうえで、日本下水道事業団が入札公告する工事に参加する場合
契約済み工事に対し、(別紙1) 監理技術者等の兼務届(承諾したもの)を参加する工事の競争参加資格確認申請書(事前審査)又は競争参加申請書(事後審査)に追加して提出する。
なお、参加する工事の落札決定をもって、当該工事と契約済み工事の兼務について日本下水道事業団(発注者)の了解を得たものとする。

- (イ) 日本下水道事業団の契約済み工事について、兼務の承諾（別紙1）を受けたうえで、その他の発注者（原則として同一の委託団体が管理する施設の工事に限る）が入札公告する工事に参加する場合
契約済み工事に対し、（別紙1） 監理技術者等の兼務届（承諾したもの）を受領していればよい。
- (ウ) その他の発注者の契約済み工事（原則として同一の委託団体が管理する施設の工事に限る）について、兼務の承諾（任意様式）を受けたうえで日本下水道事業団が入札公告する工事に参加する場合
その他の発注者が契約済みの工事と、日本下水道事業団が入札公告する工事の兼務を了解したことを書面で確認できる資料の写し（任意書式）を、工事の競争参加資格確認申請書（事前審査）又は競争参加申請書（事後審査）に追加して提出する。
本ケースの場合は、（別紙1） 監理技術者等の兼務届の提出を要しない。
※両工事が同時に公告されるものは、両発注者の同意を得ていないため、その事例は想定しない
- (エ) 随意契約の説明資料において、「当該工事に配置された主任技術者又は監理技術者を継続して配置できるものとする。」としている場合は、（別紙1） 監理技術者等の兼務届の提出を要しない。

参考) 兼務について

1	摘要条項	6(4)密接な関連のある二以上の 工事を同一の建設業者が同一の 場所又は近接した場所において 施工する場合	6(5)それぞれの工事の対象が同 一の建築物又は連続する工作物 である場合で、これら複数の工事 を一の工事とみなせる場合	6(3)専任特例2号 (特例監理技術者)	6(2)専任特例1号	6(1)営業所技術者等
2	配置技術者の種類	主任技術者のみ	主任技術者又は監理技術者	監理技術者のみ	主任技術者又は監理技術者	営業所技術者・主任技術者 特定営業所技術者・主任・監理
3	兼任できる工事の全数	原則2件(マニュアル)	-(マニュアル)	2件(マニュアル)	2件(マニュアル)	1件(マニュアル)
4	発注機関の制限		同一委託団体が管理する施設どうしに限る			-
5	低入札工事との兼務					
6	現場代理人を兼ねる					
7	監理技術者等の兼務届					
8	競争参加資格の確認					

(別紙1)

年 月 日

日本下水道事業団

契約職

〇〇〇 氏 名 殿

受注者 住 所
氏 名

監理技術者等の兼務届

下記のとおり、専任を要する監理技術者等を他の工事に従事させたいので届け出します。

記

1 工事概要 (現在契約している工事)

発注者	日本下水道事業団
工事件名	
工事場所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税込み)
技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者
専任期間	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務する 技術者の 氏名	
工事の 主な内容	

- ※1. 4の枠内は日本下水道事業団が記入します。
- ※2. 本結果は、届出された2つの工事の兼務についてのものです
- ※3. 本結果は建設業法、監理技術者制度運用マニュアルの要件を満たしていることを前提に承諾するものです。
- ※4. 兼務するそれぞれの工事で、主任（監理）技術者に求める要件を満たしている必要があります。

5 注意事項

- (1) 本書類は主任監督員（JS）に提出すること。
- (2) 主任監督員（JS）は、受領後速やかに本書類を施工管理課（JS）経由で契約課（JS）に提出すること。
- (3) 主任監督員（JS）は、受領後速やかに本書類の写しを担当PMR（JS）に提出すること。
- (4)
- (5) 主任監督員（JS）は、承認結果を受注者に通知すること。
- (6) 本書面の主任監督員（JS）への受注者への通知には提出日から14営業日を要する。
- (7) 日本下水道事業団が発注する工事で兼務する場合は、本資料で兼務を承諾していることが必要となる。（本資料は、参加する工事の競争参加資格確認申請書（事前審査）又は競争参加申請書（事後審査）に追加して提出すること）

以上